

資料編

砂川市都市計画マスタープラン 用語解説（１）

NO	頁	用語	解説
1	1、2、3、14、 26、78、80、 82、86、93、 94、95、99、 108、123、 126、	都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法、そのほかの法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のことです。
2	2	都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のこと、砂川市では、道路、公園、緑地、下水道、河川が都市計画に定められています。
3	5	パブリックコメント	公的な機関が規則、命令あるいは計画などのものを制定しようとするときに、広く公に（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続をいいます。
4	14、20、22、 26、38、40、 42、77、78、 82、83、93、 94、95、 108、120、 123、127	用途地域	まち全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもので、住居、商業、工業などの13地域を適正に配置するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する地域のことです。 砂川市では、定めていませんが、市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域といいます。
5	14、15	人口集中地区（D I D）	国勢調査において設定されているもので、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区のことです。D I Dは英訳のDensity Inhabited Districtの略。
6	22、23	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、盛土面積や高さなど国で定めた要件に該当するものの呼称のことです。
7	26、82、95、 112、115	特別用途地区	用途地域内の一定の地区における、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区のことです。
8	26、72、82	準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため、建築物の構造等を制限する地域のことです。
9	34、35	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のことです。都市計画法等において、一定の規模以上のものについては許可を必要としています。
10	36、37	自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域のことです。
11	36、37	自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域のことです。

砂川市都市計画マスタープラン 用語解説（２）

NO	頁	用語	解説
12	44	新耐震基準	昭和 56 年に改正された建築基準法の耐震基準のことです。この改正において大規模地震に対応する規定が加わり、現在に至っています。
13	50	徒歩圏人口カバー率	徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率です。
14	50	徒歩圏	歩いて行ける範囲のことです。「2・1・9 生活利便施設について」においては主に 800m を採用していますが、これは不動産の取引など一般的に用いられている「徒歩 1 分 = 80m」とした場合、計算上徒歩 10 分前後で到達できることによります。
15	71	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のことです。
16	71	ICT	情報通信技術。Information and Communication Technology の略。情報処理や情報通信分野の関連技術の総称です。
17	71	サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れのことです。
18	72、112	施設緑地	主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地です。都市公園法に基づいた「都市公園」、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設である「公共施設緑地」、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設である「民間施設緑地」に区分されます。
19	78、95、109、111、123、125、127	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のことです。
20	78、98、104	バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する考え方です。
21	78、98、118	交通結節点	複数の交通手段をつなぐ施設のことです。駅前広場における鉄道とタクシー、自家用車、自転車など、異なる交通機関を相互に連絡し、様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスの提供の拠点となります。
22	80	都市のスポンジ化対策	空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生することを「都市のスポンジ化」といい、それに対応する取り組みのことです。
23	80	コンパクト・プラス・ネットワーク	「コンパクト」は、生活サービス機能と居住を集約・誘導し人口を集積させることを指し、「ネットワーク」は、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を指します。都市の持続可能性と、持続安定的な公共交通事業の確立を目指して、コンパクトなまちづくりにおいて国が示している考え方です。

砂川市都市計画マスタープラン 用語解説（3）

NO	頁	用語	解説
24	85	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
25	86	水源のかん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。
26	86、92、123	親水空間	都市の河川（水辺）の保全や整備により生まれる、水と人との距離が近い水辺空間のことです。レクリエーションやイベント、スポーツ等、市民交流の場となりえるものです。
27	93	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。
28	95	地区計画	比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画のことです。
29	98	ウォーカブル	英語（Walkable）の直訳は、「歩きやすい」です。国土交通省は、「歩きたくなる」という意味合いで使用しています。
30	99、115、116	誘致距離	その公園を利用する人の範囲を表す距離のことです。都市公園法運用指針には、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmと、参考として示しています。
31	101	流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
32	106	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・バイオマスなどの、化石エネルギーではない、エネルギー源として持続的に利用できると認められるエネルギーのことです。
33	106	指定管理者制度	多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度のことです。
34	114	植樹帯	良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図るために、道路に帯状に設けられた樹木を植栽した部分です。
35	123、125	農振農用地	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の規定により、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域である農業振興地域の内、農用地等として利用すべき土地の区域として農用地区域の指定を受けた土地のことです。